

厚生労働省の「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において、将来にわたり水道事業を持続するための方策が議論され、住民の理解を醸成していくために、更新需要と財政収支の見通しの試算を行った場合には、わかりやすい形で公表するように努めなければならない旨を法律上位置付けるべきであるとの提言がまとめられた。

公営企業会計は収益的収支と資本的収支の2本立てになっており、家計簿とは大違いなので、これを住民にわかりやすく説明する工夫が必要である。わかりづらい具体例である。予算・決算説明で必ず出てくる文言。「資本的収支不足額については損益勘定留保資金等で全額補てん」との説明である。収益的収支から生み出される黒字が積み立てられ、資本的収支不足額を埋め合わせる重要な財務情報であるが、専門用語だけで処理されており、住民にはわかり

持続性確保に向けた住民理解の醸成

づらい。

水道事業の経営環境の厳しさは常に喧伝されているが、地方公営企業年鑑によると、法適用企業の企業債残高は平成13年度の12兆円から、平成25年度には8兆円に減少している。資金残

は、平成13年度の1・9兆円から、平成25年度では2・6兆円と7000億円増加している。

更新に充てられるべき資金が、残念ながら水道料金の値下げや一般会計への貸付の原資になっているケースもある。

経営指標からも良好な経営状況が窺われる。例えば、企業経営の安定度を示す指標として頻繁に使われている自己資本構成比率は、平成25年度には70%に達している。この値は、民間企

概算額は流動資産から流動負債を引くことにより計算できていたが、平成26年度においては企業債償還金約5600億円が流動負債に組み入れられ、その結果、「流動資産」流動負債の額は6000億円減少し、1・9兆円と前年比24・5%の激減となった。このペースならあと4年もすればゼロとなる。しか

題である。これは、わかりやすい財政情報の発信の観点からは、短期的ではあるが新たな障壁となる。

しかしながら、借入金を負債に計上すること、みなし償却の廃止、引当金の義務化等の会計制度の見直し事項は、いずれも水道会計に大きな影響を与えるものであるが、水道事業の経営基盤強化に資する面もある。水道法の改正においても、水道事業の持続性を確保するために、住民理解の醸成に向けたわかりやすい情報発信が盛り込まれるようである。

視点21

会計制度見直し・水道法改正の趣旨活かし わかりやすい水道財務情報の発信を

一年分の給水収益相当の資金が内部留保されている。水道事業の経営状況は全体としては良好であることが見てとれる。

不断の経営の効率化努力を始め、人件費・物件費の低下、低金利、低調な建設投資等が相まって、資金が増加したものと考えられる。しかし、本来、施設

業であれば、超優良企業の値である。しかしながら、平成26年度は地方公営企業の経営の透明性を図るために実施された地方公営企業会計制度の見直しの影響を受け、68・9%と1・1%

會計制度見直しの影響をもう一例紹介する。従来、資金残の比較が出来なくなったことも問

し、資金は残り、このままでは、この指標の意味が不明となる。水道事業の経営実態は全く変わらぬものの、財務諸表の作成方法が変わり、経営指標も一部では従来の解釈が適用できなくなつた。また、データの連続

性が断たれ、過去のデータとの比較が出来なくなったことも問

地方公営企業会計制度の見直し、水道法の改正の趣旨を生かし、水道事業体におかれては、この機会を捉えて、更新需要と財政収支の見通しの試算を行ない、住民によりわかりやすい形で公表されることを期待する。

株式会社タブチ SPADバ イザー 安藤朝廣